

議第258号

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の制定について

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定する。

平成26年 9月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき，幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第3条 幼保連携型認定こども園は，これに通う子ども（以下「園児」という。）の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 幼保連携型認定こども園の園長及び園児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し，又

は当該園長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であってはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(職員)

第5条 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあつては、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める員数（同表1の項から5の項までに掲げる員数を合計した数がこれらの項に掲げる園児に係る学級数を下回るときは、同表6の項から8の項までに掲げる員数及び当該学級数）を合計した数（園長が専任のものでないときは、当該数に1を加えた数）以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

(その他の基準)

第6条 第3条から前条までに定めるもののほか、法第13条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）に定める基準（府省令第5条第3項に定める基準を除く。）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」

という。) 附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされる幼保連携施設(一部改正法による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園である改正前の法第3条第3項に規定する幼保連携施設をいう。)における園児(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する小学校就学前子どもに限る。)の教育に直接従事する職員の数については、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日から起算して5年を経過する日までの間における副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に対する別表の規定の適用については、同表備考中、「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

(府省令の規定の引用に関する経過措置)

- 4 第6条の規定の適用に関する経過措置は、府省令及び府省令の全部又は一部を改正する命令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

- 5 本市は、第6条の規定において引用する府省令の規定が改正されたときは、速やかに、同条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

別表(第5条関係)

区 分		員 数
1	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する小学校就学前子ども(以下「第1号子ども」という。)のうち満4歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね20人につき1人
2	第1号子どものうち満4歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね30人につき1人
3	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する小学校就学前子ども(以下「第2号子ども」という。)のうち満4歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね15人につき1人

4	第2号子どものうち満4歳以上満5歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね20人につき1人
5	第2号子どものうち満5歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね25人につき1人
6	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する小学校就学前子ども（以下「第3号子ども」という。）のうち満1歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね3人につき1人
7	第3号子どものうち満1歳以上満2歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね5人につき1人
8	第3号子どものうち満2歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね6人につき1人

備考 「員数」とは、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項に規定する登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める必要があるので提案する。